【学会紹介】

2022年度 第9回 日韓サイバー法学会

__ グローバル知的時代における __ 知的財産権保護のための刑事法の役割

専修大学法学部准教授 森住信人

はじめに

2022年の第9回日韓サイバー法学会は、同年8月27日(土)に開催されました。 以前にも今村法律研究室報にて第8回日韓サイバー法学会をご紹介(本誌 No. 76) させていただきましたので、ご記憶の先生もおられるのではないかと思われます。 今回の本学会も、今村法律研究室が共催させていただきましたので、ご紹介させて いただければと考え、寄稿させていただいた次第です。

当初,第9回日韓サイバー法学会は、韓国にて開催することを予定していたのですが、いわゆる夏休みに入るころから、日本・韓国ともにコロナ感染者の再拡大が懸念・指摘され出されていました。渡航手続きを考慮しつつも、ギリギリまで対面での開催が可能かを検討されてきましたが、結局、参加者の安全を配慮して、本年度もZoomを利用してのオンライン開催となりました。日韓両国の研究者が直接会って研究会を行い、友好を深める機会を持てなかったことは残念ですが、コロナ禍のゆえに仕方のないことだったかと思われます。将来的にコロナ禍を乗り越え、このような時期もあったと思い出話しになることを期待しております。

さて、今回の学会でも、Zoomでの録音・録画はセキュリティの都合からなされませんでした。小生の拙いメモから学会報告のための原稿を作成しておりますので、必ずしも正確なご紹介にならないことについては何卒ご容赦下さいますようお願い申し上げます。また、今回の学会は、開催までの準備期間が短かったことから、各ご報告者のご原稿のうちの一部のみが配付されるに過ぎませんでした。大変申し訳なく思いますが、今回のご紹介では、ご報告も極めて簡略に示すのみとさせていただきます。おそらくご報告者の皆さまがご発表なさるかと思われますので、正確な

ご報告につきましては、発表される機会をお待ち下さいますようお願いいたします。

開催前

第9回日韓サイバー法学会は、2022年8月27日(土)13:30からの開始予定で、Zoomへの接続は13:00からでした。昨年と同様ですので、参加者の皆さんは13:00ころから順次接続し始め、三々五々に声を掛け合っていました。今回の学会もZoom会議のホストは韓国側にご負担いただいたのですが、Zoom会議のホスト側の映像に落ち着きがないように見えます。今回も通訳をご担当いただきました楊萬植先生が発言なさろうとすると、かなり大きめのハウリングが聞こえてきました。何が問題なのかはよく分からなかったのですが、このハウリング問題を解消するのに相当の時間が必要でした。このため、開催予定時刻を少々超えてからの学会開始となりました。



オンラインによる日韓サイバー法学会会場 (日本側)

学 会

第9回日韓サイバー法学会は、副題を「グローバル知的時代における知的財産権保護のための刑事法の役割」として、第1部、休憩、第2部という構成にて行われました。開始前にハウリングの問題がありましたが、これが収まったところで、参加者相互での挨拶がなされ、粛々と学会が開催されました。まずは、日髙先生の祝辞が寄せられましたので、ご紹介させていただきます。

日髙義博先生祝辞

コロナ感染が未だ収束せず、昨年に引き続きオンラインでの日韓サイバー法学会の開催となりました。今年の学会開催は、「第9回 日韓サイバー法学会 国際学術大会」となりますが、学会がスタートして10年目に当る記念大会となりますことから、是非ともソウルに出向いて皆さんにお会いしたいと思っておりました。しかしながら、諸条件が整わず、やむなく渡航を中止し、オンライン会議での学術交流となりました。国際学術大会が日常的に開催できることが、いかに有り難いことであるかを、しみじみ感じている次第です。

思い起こせば、2013年の日韓サイバー法学会は、東京の専修大学で開催しました。その記念写真には、皆さんの若々しい姿がありました。あっという間の10年でした。すっかり白髪の多くなった私ですが、なお研究者として終着点となる著書・論文を書いている毎日です。総長職にあって自分の研究が続けられることは、皆さんとの信義ある学術的交流と心温まる友情のお陰だと、感謝しております。学問に志した者は、いかなる状況にあっても研究を継続し、次の世代に学問のあり方を伝えていかなければなりません。ユニバーサル化の時代にあって、学術交流の新たな地平を拓くためにも、日韓サイバー法学会の継続的発展を祈念しております。

今回のオンラインによる学会開催に向けて尽力していただいた白允喆先生,朴寅東先生,楊萬植先生,それに学会開催の実現に労を惜しまれなかった皆さま方に対し,厚くお礼申し上げます。来年こそは,通常の学会開催となり,再び皆さんの笑顔に接することができますことを願っております。

続いて, 白允喆先生 (施安政策研究院長・教授) から祝辞が寄せられましたので, こちらも紹介させていただきます。

白允喆先生祝辞

尊敬する日髙総長、松木理事長および日韓サイバー法学会会員の皆さん、お元気に過ごされてきましたでしょうか。韓国および日本においてコロナ禍が終息しないため、昨年と同様に今年もオンラインにより学術大会を開催することとなりました。もともと、日本の研究者の皆さまが韓国を訪問し、学会を開催する予定でしたけれども、減少しない災難により、Zoomを利用して開催することになりました。真夏の酷暑も時期的に少しずつ涼しくなり、会員皆さまのご健康を心から祈っております。

本学会では日髙総長,松木理事長,朴仁洞弁護士,楊萬植教授がおられることをいつ も心強く思っております。今回の学術大会でもすべての企画は楊萬植教授,クォン・ヨ ンファン社長が全面的にご協力下さいました。個人的にも日髙兄さん(韓国における身 近な者への敬称)と松木兄さんと出会ってから10年という時間が経ち、今は本当の兄弟 になったような気持もありますし、特に日髙総長の暖かな笑顔を思い出すだけで温かい 気持ちになります。それはおそらく兄弟のような強い縁があるからなのでしょう。日 高総長、松木理事長、日高総長の秘書であった桐生さん、朴仁洞弁護士、楊萬植教授と 東京、ソウル、奈良と京都を行ったり来たりしながら、学術的な交流はもちろん、私た ちの友情も深めてきました。また日韓サイバー法学会の重要な会員であるチェ・ホウ ン弁護士、キム・ジュボム弁護士、イ・ジュンボク教授、キム・ジョンワン法務士等の 皆さんにはソウル、京都、東京にてご報告やコメンテーターを担当していただきました ことに心より感謝しております。第9回の日韓サイバー法国際学会では、現在、韓国と 日本において深刻な社会的問題となっている知的財産権の保護についての問題や、ます ます深化しているサイバー犯罪に対する問題などについて. 刑法的側面においてどのよ うに対応すべきであるかを大きな主題とし学術大会を設けました。このような趣旨・ 目的で金・長法律事務所にて本学会を開催することになりました。学術大会の場所を 提供してくれた朴仁洞弁護士. いろいろと後援して下さったクォン・ヨンファン社長. 今回の学術大会の全般を企画してくれた楊萬植教授にあらためて感謝申し上げます。 今回の学術大会は韓国の学界・実務界に明確な示唆を提供し、私たち会員がこれらの問 題に対する研究を深化することに貢献すると思われます。このような意味のある学術 大会が開催できるように尽力して下さった日本側の皆さま、韓国側の皆さまに感謝いた します。来年はぜひ対面で学会ができるようお祈り致します。

【第1部】

学会の第1部では、日髙義博先生が座長を務められました。第1報告は、岡田好史先生による「インターネット上の海賊版対策のための著作権法上の罰則規定の改正について」がなされました。近年、インターネットにおける著作権侵害コンテンツ(いわゆる海賊版)をめぐる問題が指摘されておりますところ、日本でも2020年に著作権法が改正されました。本報告では、日本における著作権法改正の経緯と概要が示され、改正法についての検討が加えられました。小生などはインターネットにおける種々の利用方法にも詳しくなく、適法・違法行為の相違もあまり認識していなかったのですが、岡田先生の丁寧なご説明で、(恐縮ですが)ある程度は理解したように思われます(錯覚かもしれません)。本報告も発表される予定がおありかと思われますので、詳細につきましては発表されましたらご確認いただきたく存じます。

第1報告については、朴寅東弁護士(金&張法律事務所)からコメントが寄せられました。朴寅東弁護士から韓国における著作権法の改正についてのご紹介がなされ、これを契機として日韓における著作権法の規制の相違やその解釈などについて、意見交換がなされました。

第1報告終了後,1時間程度の休憩を挟んで,第2部となりました。休憩中は,参加者の皆さまもそれぞれに席を離れたりされていましたが,Zoomを介してお話しをなされる先生もおられ,学会のオンライン開催にも慣れてきたことが窺われました。

【第2部】

休憩後の第2部では、白允喆先生が座長を務められました。第2報告は、金蹈炅 教授 (檀國大学法学研究所) による 「著作権侵害関連 AI (人工知能) の刑法上の責任能 力および自由意思に関する考察」がなされました。近年のAI技術の開発・発展や、 またAIによって生じるであろう問題については様々な指摘がなされております。 金蹈炅教授は、コンピュータ技術やインターネットの発達に伴い、インターネット に接続されたコンピュータ間で行われるデジタル情報のコピーによって生じる著作 権侵害に対する責任について検討され、特にコンピュータがAIによって自動的に 著作権で保護されたコンテンツをコピーした場合の責任を誰が追求されるのか、AI 自体に責任を求めることが可能かといった問題について、アメリカにおける複数の 訴訟を参照しながら詳細にご報告下さいました。責任能力としての自由意思が AI にあるのか、自由意思とはそもそも何か、機械(AI)に自由意思の行為要件を満たす ことができるのか、というある意味で哲学的ともいえる斬新なアプローチには素直 に驚かされました。小生は頭が固いため、刑法の対象は人間の行為であることが前 提条件であり、機械(AI)に意思能力や責任能力が認められるかという問いを持っ たことがありません。金蹈炅先生のご報告では、機械(AI)に意思能力が認められ るのであれば、著作権法を超えて、あらゆる法分野においてその機械の制作者の代 理としての AI に直接的に責任を問うことができる法的措置を採用することさえ可 能になるのではないかとの指摘もなされました。重要な問題は、AIに自由意思が 認められるのかどうかを考察し、もしAIに自由意思が認められる場合には、それを

法一般にどのように受け容れられるべきかを検討する必要があるとして締めくくられました。

第2報告については、稲垣悠一先生(専修大学法科大学院)からコメントが寄せられました。AIによる複製行為に対する規制として刑法的にAI自体を取り締まるとするのであれば、その構成要件はどのようなものが考えられるか、また、AIの制作者や利用者が処罰対象になるのであれば、AIを処罰することの意味や、AIに対する処罰としてどのようなものが想定されるかなど、AIと法という新たな問題領域について、意見交換がなされました。

第3報告は、金主範弁護士(韓国観光公社)による「サイバー犯罪の進化と対策」がなされました。数年前に韓国において生じたネットを利用した性犯罪(いわゆる「n番部屋事件」)が大きな問題になったところですが、本報告ではこのn番部屋事件を題材として、韓国におけるサイバー犯罪に対して行われる捜査やサイバー犯罪の取締りに関する刑事訴訟法の規定やその解釈について、紹介・検討する報告がなされました。特におとり捜査の手法や限界に焦点が当てられました。日本でもn番部屋事件はメディアにて取り上げられたようです。詳細につきましては、やはり本報告が発表されるのをお待ちいただけますればありがたく存じます。

第3報告については、チェ・ホウン弁護士からコメントが寄せられました。韓国では犯意誘発型のおとり捜査が違法とされているが、これを適法とすべきかどうか、またおとり捜査として許容される限界について日韓の刑事訴訟法その他の法律の解釈を比較検討して考察すべきであろうとの問題提起がなされました。これを契機として、日韓におけるおとり捜査に関する規定や手続きなどについて、意見交換がなされました。

第3報告をもって本学会のプログラムを終え、参加者がそれぞれに挨拶を交え、 来年の開催を対面でできることを期待して、本学会は閉じられました。

おわりに

Zoomを利用した第9回日韓サイバー法学会のオンライン開催は、昨年に続いて2度目となりました。当初、ハウリングの問題のために開始時刻が遅くなったというトラブルがあったものの、全体を通じて通信障害も混乱もなく、恙なく進行され

ました。司会を担当なさった日髙先生・白先生、ご報告・コメントをご担当なさった各先生方に心より感謝申し上げます。また、全体の通訳を一手に引き受けておられた楊先生には自然に頭が下がります。国際学会では本来的には各参加者が相互の言語を理解した方が実りが多いと思われますが、日韓サイバー法学会では主に韓国側研究者に日本語通訳をお願いしております。日本側研究者にも韓国語を話せる方の参加があれば、さらに相互の理解が深まるものと思われます。

小生の雑駁な学会紹介ではご報告の詳細や学会の空気感などを伝えることが適わないことを申し訳なく思いますが、何卒ご容赦くださいませ。日韓サイバー法学会も対面での開催が望まれてはおりますが、他方で、オンライン開催ができたことによって学会が中止にならなかったことは大きな意味があるものと考えております。 来年が、どのような事態・事情となっているかは予測できませんが、日韓サイバー法学会が継続して開催されることを心より祈っております。